上限年齢による降任等若しくは定年前再任用短時間勤務職員若しくは定年前再任用短時間勤務隊員に関連する制度又は新検察庁法に規定する年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

② 政府は、国家公務員の給与水準が旧国家公務員法第八十一条の二第二項、第四条の規定による改正前の検察庁法第二十二条又は旧自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院においてこの法律の公布後速やかに行われる昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表に定める俸給月額その他の事項についての検討の状況を踏まえ、令和十三年三月三十一日までに所要の措置を順次講ずるものとする。

③ 政府は、前項の人事院における検討のためには、職員の能力及び実績を職員の処遇に的確に反映するための人事評価の改善が重要であることに鑑み、この法律の公布後速やかに、人事評価の結果を表示する記号の段階その他の人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

ボケ六は…
だから… 目次が充実！
条文を探しやすい
★ 目次があると、探したい条文がすぐに見つかるのでとっても便利。
大喜利
法律
全体像がわかると記憶にも残るし……
★ 目次から、その法律の全体像が、わかるんです！

自治法は 目次が不可欠
全体像がわかる 法令目次

●地方自治法（抄）

（昭和二二・四・一七 法六七）

施行 昭和二二・五・三（附則参照）
改正 （平成二九年以前の改正は重要なもののみ掲げる）昭和二三法一六九、昭和二三法一七九、昭和二四法一〇一（昭和二五法一四三）、昭和二七法三〇六、昭和二八法二一二、昭和二九法一九三、昭和三一法一四七、昭和三八法九九、平成三法二四、平成六法四八、平成七法一四、平成一〇法五四、平成一一法八七（平成一二法一二三）、平成一四法四四、平成一六法五七、平成一八法五〇、法五二、平成二三法三五、平成二四法七二、平成二九法五四、平成三〇法六、法七、法三三、法四四、法四九、令和元法二六、法五三、法六六、法八、法八八、令和二法二六、法九五、法一〇二、平成三一法三三、法四、法六、法一四、令和二法一、法七、法一一、法一二、法一六、法七、法二六、法三七、法五七、法六二、法一六、法二六、令和二法二六、法五、法八、法一二、法一六、法二六、法三三、法三三、法四一、法六二、法七五、令和三法五、法七、法九、法三〇、法三一、法三六、法三七、法三九、法四三、法四四、法五〇、法五四、法六三、法八二

目次

第一編 総則（一条―四条の二）
第二編 普通地方公共団体（抄）
第一章 通則（五条―九条の五）
第二章 住民（一〇条―一三条の二）
第三章 条例及び規則（一四条―一六条）
第四章 選挙、条例及び規則（一七条―二三条）
第五章 直接請求
第一節 条例の制定及び監査の請求（七四条―七五条）
第二節 解散及び解職の請求（七六条―八八条）
第六章 議会
第一節 組織（八九条―九五条）
第二節 権限（九六条―一〇〇条の二）
第三節 招集及び会期（一〇一条―一〇二条の二）
第四節 議長及び副議長（一〇三条―一〇八条）
第五節 委員会（一〇九条―一一一条）
第六節 会議（一一二条―一一五条）
第七節 請願（一二四条・一二五条）
第八節 議員の辞職及び資格の決定（一二六条―一二八条）
第九節 紀律（一二九条―一三三条）
第十節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員（一三八条）
第七章 執行機関
第一節 通則（一三八条の二―一三八条の四）
第二節 普通地方公共団体の長
第一款 地位（一三九条―一四六条）
第二款 権限（四七条―一六〇条）
第三款 補助機関（一六一条―一七五条）
第四款 議会との関係（一七六条―一八〇条）
第五款 他の執行機関との関係（一八〇条の二―一八〇条の四）
第三節 委員会及び委員
第一款 通則（一八〇条の五―一八〇条の七）
第二款 教育委員会（一八〇条の八）
第三款 公安委員会（一八〇条の九）
第四款 選挙管理委員会（一八一条―一九四条）
第五款 監査委員（一九五条―二〇三条）
第六款 人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会（二〇三条の二）
第七款 附属機関（二〇〇条の三）
第四節 地域自治区（二〇〇条の四―二〇二条の九）
第八章 給与その他の給付（二〇三条―二〇七条）
第九章 財務
第一節 会計年度及び会計の区分（二〇八条・二〇九条）
第二節 予算（二一〇条―二一二条）
第三節 収入（二一三条―二一五条の四）
第四節 支出（二一六条・二一七条の二）
第五節 決算（二一八条・二一九条の二）
第六節 契約（二二〇条―二二四条の三）
第七節 現金及び有価証券（二二五条―二二五条の五）
第八節 時効（二二六条）
第九節 財産（二二七条―二二四条）
第一款 公有財産（二二七条―二二八条の七）
第二款 物品（二二九条）
第三款 債権（二三〇条）
第四款 基金（二三一条）
第十節 住民による監査請求及び訴訟（二四二条―二四二条の三）
第十一節 雑則（二四三条―二四三条の五）
第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係（抄）
第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等（二四五条―二四五条の九）
第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等の手続（二四六条―二五〇条の六）
第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理
第一款 国地方係争処理委員会（二五〇条の七―二五〇条の一二）
第二款 国地方係争処理委員会による審査の手続（二五〇条の一三―二五〇条の二〇）
第三款 自治紛争処理委員（二五一条）
第四款 自治紛争処理委員による調停、審査及び処理方策の提示の手続（二五一条の二―二五一条の四）
第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に関する訴え（二五一条の五―二五二条）
第三節 普通地方公共団体相互間の協力
第一款 連携協約（二五二条の二）
第二款 協議会（二五二条の二の二―二五二条の六の二）
第三款 機関等の共同設置（二五二条の七―二五二条の一三）
第四款 事務の委託（二五二条の一四―二五二条の一六）
第五款 事務の代替執行（二五二条の一六の二―二五二条の一六の四）
第六款 職員の派遣（二五二条の一七）
第四節 条例による事務処理の特例（二五二条の一七の二―二五二条の一七の四）
第五節 雑則（二五二条の一七の五―二五二条の一八の二）（抄）
第十二章 大都市等に関する特例
第一節 大都市に関する特例（二五二条の一九―二五二条の二の五）
第二節 中核市に関する特例（二五二条の二二―二五二条